

町民の声内容（11月27日）

【タイトル】小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について

1歳の息子が弱視と診断されて治療用眼鏡を作成することになりました。

9歳未満の弱視もしくは斜視で治療用の為のメガネであれば健康保険が適応されて、一般的にメガネ代の3割が自己負担になります。

病院で自治体によっては自己負担分の3割を支給してくれるところもあると聞きました。八頭町の制度はどうなっているか教えてください。